

# 遺族付加年金“きずな”(退職後制度)

1月

資料配付予定

- 健康状態に関係なく、退職日直前まで加入していた制度をそのまま継続することができます。
- 退職後は保障の増額はできませんのでご注意ください。
- 退職後も配当金の還付対象となります。

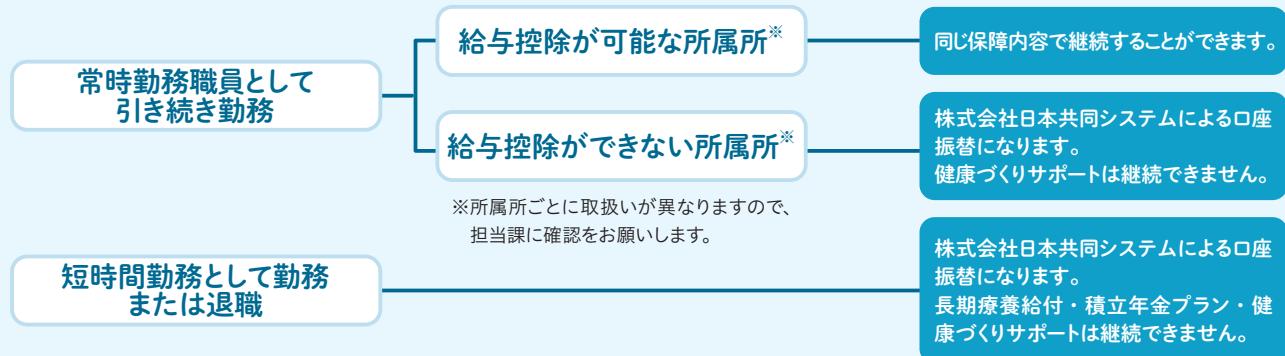
1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

配当金の対象制度：遺族付加年金“きずな”(生命保険部分)、きずなプラス、入院保険

積立年金プラン(積立年金プランの配当金は、積立金の積増に充てられます。)

- 退職後制度の詳細は、1月に配付予定の資料または当組合ホームページ「令和8年遺族付加年金“きずな”」Web版パンフレットの35～40ページをご参照ください。

## 退職後継続する場合のきずな加入者 フローチャート(令和8年4月以降)



## 一時払退職者傷害保険

- きずな未加入者でも退職時に無告知で加入できる保険です。  
一時払保険料は、**10、20、30、40万円**から選択し、保険料払込月の翌月1日から10年間が保険期間となります。

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 死亡・後遺障害 入院 通院 手術	+ 熱中症・食中毒 入院 通院 手術	+ 法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等 賠償責任保険金 最高1億円
---------------------------------------	-----------------------	--

2025年10月1日以降始期契約用の補償内容を記載しています。今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更する可能性があります。制度内容等詳細は今後配付予定のパンフレットをご一読ください。